



島根県報

平成21年 5 月 26 日 (火)

号外 第 112 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正

(人 事 課) 2

訓 令**島根県訓令第9号**本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年 5 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第9条第4項中「（うち1人は、職員の分限の手続に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第2号）第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関の医師とする。次項及び第16条第1項において同じ。）」を削る。

様式第3号の注中「（医師のうち1名は、職員の分限の手続に関する規則第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関の医師であること。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年 6 月 1 日から施行する。